

2019佐賀インターナショナルバルーンフェスタ

「憩いの広場」出店規程

憩いの広場で実施する出店については、本規程の定めるところによるものとします。

1 出店者の資格

(1) 出店資格

「2019佐賀インターナショナルバルーンフェスタ」の趣旨に照らし、主催者が適当と認める者で、主催者が定める誓約書を提出した者。

(2) 暴力団排除条例関係

自己又は組織の構成員等（アルバイト含む）が佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）及び佐賀市暴力団排除条例（平成24年佐賀市条例第3号）に規定されている暴力団及び暴力団員、暴力団員等に該当しない者。具体的には以下の項目に該当しないこと。

なお、バルーンフェスタ開催期間中に、暴力団への関与が判明した場合は、その当日から出店を取り消し、出店料は一切返金をしません。

また、バルーンフェスタ開催後に暴力団の関与が判明した場合は、次年度の出店を取り消します。

- ① 暴力団（暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- ⑧ ②から⑦に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人。

(3) 屋号について

出店における屋号は必ず申込の屋号と同一屋号とし、違う場合は出店の許可を取消します。前年度より継続して出店される方は、前年度の屋号及び代表者の変更は認めません。

ただし、法人化等の正当と認められる理由がある場合は、任意様式に証拠書類を添付し届け出てください。

2 出店の単位・区分

(1) 出店の単位

出店の単位は「小間」とし、「小間」の種類は2種を基準とします。

- ① 一般売店：給排水設備の必要がなく、保健福祉事務所の許可を必要としない店。

また、食品類の販売はできません。

- ② グルメ店：給排水設備を必要とし、保健福祉事務所の許可を必要とするなど、食品関係の店（食品販売も含む）で、物品の販売はできません。

(2) 申込数

出店の申込は上記①、②のいずれか1小間限りとします。

3 出店期間及び時間

(1) 出店期間

出店期間は令和元年10月31日（木）から11月4日（月）までとし、期間中は連続して開店してください。

(2) 出店時間

- ① 一般売店：午前7：00～午後5：00

- ② グルメ店：午前6：00～午後5：00

但し、11月3日（日）及び4日（月）は午後8：00まで

(3) 設営及び撤去

設営は10月30日（水）、撤去は11月5日（火）午前中までに終えて、

それぞれ主催者の確認を受けてください。

なお、10月30日（水）より前に設営を行いたい場合は、以下の条件を承諾の上、事前に佐賀市農業振興課内「憩いの広場本部」まで連絡し、許可を受けてください。

- ・設営後のテント内の物品等の管理は、自己責任にて行ってください。
- ・10月31日（木）より前の電気・水道の使用は認めません。
- ・テントの管理や工事等のため「憩いの広場本部」職員又は「憩いの広場本部」が認めた工事関係者がテント内に立入り、作業を行う場合があります。

4 出店料

出店料は下記のとおりとし、9月25日（水）までに支払うものとしします。

また、期日までに支払いがない場合、出店を許可しないものとしします。

グルメ店（7.2m×3.6m） 224,000円

一般売店（3.6m×3.6m） 112,000円

※ 出店料には次のものが含まれています。

- ① スペース料
- ② 基本的な小間料
- ③ 会場通路部分の清掃
- ④ 小間内の照明器具設置及び、通常の電気使用料
- ⑤ 小間内の給排水設備及び、通常の水道使用料（グルメ店）
- ⑥ 一般的な広告、宣伝
- ⑦ 会場内等パンフレットの作成配布

5 出店の申込

(1) 出店申込書及び誓約書

主催者所定の様式「出店申込書」及び「誓約書」に必要事項を記入し、出店料を振込の上、9月25日（水）までに郵送（9月25日消印有効）にて申込ください。

（窓口で申込する場合は、出店料の振込確認又は現金納入が必要です。）

(2) 従業員届出書

主催者所定の様式「従業員届出書」に必要事項を記入し、**9月25日(水)までに必着(FAX可)** するよう送付してください。提出がない場合や現地で照合した際に登録がない方が従事していた場合は、次年度以降の出店を認めません。

(3) 出店申込を断る場合

計画規模を超過する場合、あるいは出店内容が適当でないと認められる場合は、申込の一部もしくは全部をお断りする場合があります。

6 出店の方法及び期間中の物品の搬入について

(1) 出店の方法

出品物は、全て出店者の責任と経費負担により会場まで輸送し出店することとします。

(2) 期間中の物品の搬入

期間中の物品の搬入については、交通規制解除後に搬入してください。近年、宅急便等を利用して物品の搬入を依頼される場合がありますが、「場所が分からない」などの問合せが頻繁に憩いの広場本部へあっておりますので、配達を依頼される際はテントの位置等を明確に業者へ伝えておいてください。

また、日中に宅急便等の配達を依頼される場合は、交通渋滞等で指定時間までに届かないことも容易に予測できますので、時間に余裕を持って依頼するようにしてください。

7 出店許可

主催者は、**10月30日(水)**の現地説明会のときに、出店許可証を配布します。

これにより出店の許可がされたことになり、出店時にはこの許可証を店内に表示してください。

8 出店取消等

(1) 出店を取消する場合(9月30日まで)

9月30日（月）までに出店者の都合で出店を取消す場合は、文書にて申出を行い主催者の承認を受けてください。

その際の出店料については返却しますが、次年度以降の出店は認めません。

(2) 出店を取消す場合（10月1日以降）

10月1日（火）以降に出店者の都合で出店を取消す場合は、文書にて申出を行い主催者の承認を受けてください。その際の出店料については返却せず、次年度以降の出店も認めません。

(3) 出店区分を変更する場合

出店区分の変更はいかなる場合も認めません。出店区分を変更したい場合は、新規出店として申込してください。

なお、2-（2）の規定により既存の出店スペースは、新規出店が認められれば取消します。

9 販売価格の表示

販売価格については当大会の主旨に鑑み適正に設定してください。

また、販売価格（消費税込みの価格）は店頭にはっきり表示してください。

10 展示物の実演等

(1) 展示物の実演

展示物実演は、会場条件及び現地安全諸規程などにより、危険なもの、騒音の激しいもの、有害なものなどは実演を禁止又は制限することがあります。（拡声器の使用及びラジカセ等によるBGMは禁止します。）

(2) 通路上での注意点

通路上での呼びみやテント前スペースを使った呼びみは禁止します。

なお、テント内であっても売台前のスペースを使った呼びみは禁止します。

11 食品類の販売

(1) 酒類販売

酒類の販売を行う場合は、佐賀税務署長から期限付酒類販売業免許を受

けなくてはなりません。

〔問い合わせ先【佐賀税務署0952-32-7511】〕

(2) 飲食店の営業許可

食品を飲食させる場合、手洗消毒設備及び器具消毒装置、流し台（二槽シンク）、冷蔵設備、熱源等が完備していないと許可になりません。

その他施設基準については、佐賀県の仮設食品営業等に関する取扱要領によるものとします。

(3) 各種販売業者の許可

乳類、食肉、魚介類を販売する場合には、営業の許可が必要になります。

この場合、手洗消毒設備及び器具消毒装置、必要により流し台、冷蔵庫、熱源等が完備していないと許可になりません。

その他施設基準については、佐賀県の仮設食品営業等に関する取扱要領によるものとします。

(4) 佐賀中部保健福祉事務所での必要な手続き

上記（2）、（3）に示す食品等の販売、会場内での食品営業（販売行為、試飲、試食を含む）を行う場合は、**出店者各自で佐賀中部保健福祉事務所の指導を受け、保健福祉事務所指定の日までに必要な手続き（許可申請等）をしてください。**

なお、**すでに許可を取得されている方は、出店者説明会（10月10日（木））**会場で開始届の受付を行いますので、**許可証、印鑑をご持参ください。**

また、出店時に許可証を店内に表示していただきます。

- 流し 給排水完備で業務に応じた大きさであり2槽必要
- 手洗消毒設備 給排水完備。（流しと兼用可）逆性石鹼液等手指の消毒液を設置してください。
- 器具消毒装置 アルコールスプレー

12 環境美化対策

(1) ゴミ対策

ゴミ等の処理については、「清掃本部」の指示に従って安全かつ衛生的に処理を行い、「清掃本部」まで持ち込んでください。

また、ゴミを「清掃本部」へ持ち込む場合には、袋等に出店者名を必ず記入するものとし、責任の所在を明確にしてください。

このほか、貸与されたテント周辺の清掃について、営業時間終了後に行うようにしてください。特にテント裏については、水路の中までゴミが散乱する場合がありますので、確実に清掃していただきますようお願いいたします。

上記に違反した場合は、次年度以降の出店を取消します。

(2) 排水対策

営業等による排水については、出来る限り紙コップや紙皿等を利用し、洗い物を控えるなど最小限の排水となるよう努めてください。汚れがひどい場合は、紙等で汚れをふき取り、洗うようにしてください。

また、食品等の販売に伴う排水は、残さ（固形物）をザルにてろ過し、「憩いの広場本部」が貸与する回収用の専用容器に入れ、閉店後、午後10時までに店舗前（メイン通路側）に出してください。指定業者で回収します。

このほか、お好み焼きやたこ焼きなどの原料（小麦粉を溶かした水）については、一旦、バケツ等で小麦粉などの固形物を沈殿させ、上澄み液を回収用の専用容器に入れ、沈殿した固形物は新聞等に包んで燃えるゴミとして処分してください。

上記に違反した場合は、次年度以降の出店を取消します。

(食品等の販売に伴う排水の例)

- ・ラーメン、うどん等の残り汁
- ・ジュースやビール、ワインの飲み残し
- ・カキ氷のシロップの余り
- ・食品等を調理する過程で使用した材料（液体）の余り

(3) 油対策

調理器具や食器類等の油分については、キッチンペーパー等できれいにふき取って「燃えるゴミ」として処理してください。

また、会場内で使用された植物性の食用油については、「清掃本部」が貸与する専用の容器（一斗缶等）に入れ、「清掃本部」へ持ち込んでください。

なお、動物性の油・脂等については、会場内では処理できませんのでお持ち帰りください。

上記に違反した場合は、次年度以降の出店を取消します。

(4) その他

ビニールシートや発泡スチロール、一斗缶、ガスボンベ、コンクリートブロック等の処理困難物、机、椅子等の粗大ゴミは持ち帰ってください。

上記に違反した場合は、次年度以降の出店を取消します。

13 小間（テント）に関する規程

(1) 小間の内部

- ・調理台等調理に関わる施設については、テント先端より1 m以上内側に設置し、必ず防火措置（消火器の設置、防火壁の設置等）を講じてください。
- ・売台、テーブル、椅子は、テントからはみださないようにしてください。

(2) 小間の外部

- ・雨よけの屋根、庇については店の先端から1 m以内とします。（厳守）
- ・風防幕や看板、のぼり等を設置する場合は、飛散しないようしっかり固定してください。
- ・強風で看板等の破損が見込まれる場合は、自主的に看板の撤去等の対策を講じてください。
- ・のぼり等は、垂直に立てるものとします。
- ・テントの裏および側面での営業は禁止とします。

(3) 小間の破損

テント及び備品を破損した場合は、出店者が全額弁償してください。

14 小間（テント）内の出店物の管理について

主催者は、出店物の管理について善良なる管理者としての注意を払いますが、不可抗力、不時の災害については、その責めを負いません。

(1) テント内の出店物や材料、調理用器具などの管理

提供する小間（テント）は、野外に設置されている簡易なテントであ

り、盗難や荒天による被害が想定できるため、各出店者の責任で対策を講じるものとし、これによって生じた出店者の損害及び不利益について主催者はその責めを負いません。

また、テントの瑕疵等によって同様の損害及び不利益が発生した場合についても同様とします。

(2) 出店物に対する保険

出店者で加入してください。

15 2019佐賀インターナショナルバルーンフェスタ終了後の出店物の処理

出店物及び自己装飾資材の撤去は、2019佐賀インターナショナルバルーンフェスタ終了日にただちに行い、すべてお持ち帰りください。

また、終了日に搬出不可能なものについては、**11月5日（火）午前中まで**に完了してください。

また、撤去完了時に現場確認を行います。

16 天災等による2019佐賀インターナショナルバルーンフェスタ開催不能、開催中止等の場合の対応

天災その他主催者の責めに帰することのできない事由により、2019佐賀インターナショナルバルーンフェスタが開催不能又は開催中止等となった場合及び開催日、期間、方法等主催者が定める条件に変更があった場合や主催者が発行した出店許可証及び本規程に定める業務を履行できない場合において、主催者は、出店物の措置等を含む対策を速やかに立て、出店者に通知するものとし、出店者はそれに従っていただくものとします。

17 出店許可の取消

(1) 規程違反による許可取消し

主催者は、出店者が本規程に違反した場合には、出店許可を取消すことができるものとし、取消しによって生じた損害について、主催者は一切その責めを負いません。

また出店料については、返却しません。

(2) 暴力団等による許可取消し

暴力団対策法による指定暴力団、その他これに類する暴力団の構成員であることが発覚した場合は出店許可を取消します。

(3) その他による許可取消し

暴力的言動、賭博、その他公序良俗に反する行為をする恐れがある方は、出店許可を取消します。

18 規格外事項

(1) 規程に定めのない場合の対応

本規程に定めがない事項が発生した場合は、主催者はその対策を決することができるものとします。

(2) 周知方法

前号の場合、主催者は速やかに出店者に通知するものとし、出店者には主催者の決定した対策に従っていただくものとします。

19 免責

本規程16項の「天災等による開催不能・開催中止等の場合の対応」及び18項「規格外事項」に該当する場合、これによって生ずる出店者の損害及び不利益について、主催者はその責めを負いません。

また、出店者に対する顧客からのクレームは、出店者により処理願います。

20 事故の防止及び責任

(1) 事故防止義務

出店者は、出店物の搬入、展示、実演、搬出等を通じ事故発生の防止に努めてください。

(2) 事故防止処置命令等

主催者は、出店者が行う前号の作業について必要と認めたときは、事故発生防止を図るための処置を命じ、その作業の制限又は中止を求めることができるものとします。

(3) 出店者の責任

出店者に関わる行為によって事故が発生したときは、当該出店者の責任において誠意を持ってその事故の解決を図ってください。

21 販売できない商品等

(1) 申込以外の商品

・申込書に記載している以外の商品。(特に飲食関係)

ただし、出店者説明会前までに変更を届け出た場合は、その変更を認めます。それ以降の変更は認めません。

(2) 販売禁止している商品

・フィルム、カメラなど写真に関するもの。

・ヘリウムガス等を注入した風船など。(浮かぶものすべて)

・生物や佐賀県環境の保全と創造に関する条例で制限されている動植物。

(ただし、金魚は例外として認めます。)

(3) スポンサーに関する事項

スポンサーとの関係により、指定の品目・ブランド等が販売できなくなる
ことがありますのでご了承ください。

変更がある場合は速やかにご連絡します。

22 自動車の管理について

(1) 駐車許可証

出店者は、主催者指定の駐車場に駐車するものとし、ダッシュボード等
外から見えやすい場所に駐車許可証を提示してください。

駐車許可を受けるためには、許可申請書に駐車する自動車の車種及び色、ナンバー等を記載し申請するものとし、出店者ごとに2台以内の許可とします。

また、出店物の管理等を行うなどやむを得ない事情がある場合は、
テント裏スペースに駐車することを認めますが、テントや水路、埋設
管等の管理に注意を払うものとし、隣接出店者と調整して事前に本部に
届けてください。

(駐車により給排水設備を破損した場合は出店者で復旧してくださ

い。)

(2) 通行許可証

出店者等へ原材料などを配達・搬入するため関係業者が通行許可証を必要とする場合は、通行許可書を交付します。その際、関係業者から「憩いの広場」事務局へ直接許可申請を行ってください。

なお、通行許可証は、一般駐車場までの通行を認めるものであり、会場内に入ることはできません。

(3) 不正手段への対応

不正な手段により駐車許可証及び通行許可証を取得した場合、又はコピー等により偽造した駐車許可証及び通行許可証を使用した場合、その出店者の出店を取消し、次年度以降の出店を認めません。

23 出店者説明会及び現地説明会について

(1) 出店者説明会

出店に関する説明や保健福祉事務所への届出のほか小間割抽選を行いますので必ず出席してください。

当日、出店者本人の出席が難しい場合は、代理者の出席をお願いします。（代理出席の際は、任意様式による委任状の提出が必要です。）

出席されない場合は出店を認めず、8-(2)の規定に基づき出店料は返却しません。

期日 10月10日(木) 午後2時から

場所 佐賀市役所 大財別館 4階 4-1、2 会議室

(2) 現地説明会

出店許可書の交付や諸注意、ゴミ袋の配付等を行いますので、必ず出席してください。

期日 10月30日(水) 午後3時30分から

場所 憩いの広場イベントステージ内

◇その他の事項

1 給水、排水設備

グルメ店のみ給水栓1箇所、排水管1箇所を設置します。

位置の変更については無料にて対応しますが、給水、排水設備の増設する場合は料金（1万円程度）が必要となります。変更を希望される方は、10月10日（木）の出店者説明会の場で、施行業者に申し込んでください。

※増設する場合は、給水栓と排水管がセットとなります。

2 照明設備

グルメ店 40w蛍光灯2ケ 一般売店 40w蛍光灯1ケ

3 電気供給量

グルメ店 1.5kwまで（最大3.0kwまで。別途料金必要）

一般売店 0.5kwまで（最大2.0kwまで。別途料金必要）

※・電気ストーブ等の電気による暖房器具の使用はご遠慮ください。

・雨水等による漏電に充分注意をしてください。

（地面にそのままコンセントを置いたままの状態等）

4 上記設備の基本設置箇所

①グルメ店



②一般売店



◎電気容量及び給排水設備について変更を希望される方は、10月10日（木）の出店者説明会の場で、施行業者に申し込んでください。

なお、変更に必要な費用については現地説明会日までに業者に納入してください。

◎電気設備を増設する場合の料金の一例は以下のとおりです。

詳細は、施行業者へ確認してください。

【グルメ店】 100Vで1.0kw増設する場合 …… 1万円程度（税込）

【一般売店】 100Vで0.5kw増設する場合 …… 5千円程度（税込）

※増設する場合は最大3.0kwまでとします。

（例）アイスクリーム 200Vで1.5kw増設する場合……2万円程度（税込）

5 無料配布について

会場内等で、ご飯類、綿菓子、ポップコーン、もち、牛乳などがPRの為に無料で配布されますのでご了承ください。

（問合せ先）

熱気球大会佐賀運営委員会「憩いの広場」事務局

住 所 〒840-8501

佐賀市栄町1番1号 農業振興課内

電 話 0952-40-7119

FAX 0952-40-7391

Mail nogyoshinko@city.saga.lg.jp